

「サブプライム危機と金融規制」

第3期 客員研究員

嘉悦大学経営経済学部 専任講師

森谷 智子

要約

2007年2月にサブプライム問題が表面化し、その後、2009年にかけて金融危機が生じることになったのは記憶に新しい。この問題が明らかになったことにより、当初から、金融論の観点からは信用収縮の問題、証券市場論の観点からは格付機関による格付けの正当性の問題、経営財務の観点からは欧米の大手金融機関における傘下会社である資産運用会社やヘッジファンドによる資金運用に関する問題があげられてきた。

サブプライム危機により、欧米の金融機関（銀行）の財務状況に大きな影響を与えることになった。さらに、現在、リスク管理を徹底化していたのか、否かにより、大手金融機関（投資銀行）同士の財務内容に大きな差が生じている。これまで、米国の金融機関において破綻そして生き残りのためのM&A（合併・買収）が繰り返された。たとえば、2008年3月、JPモルガン・チェースによるベアー・スタンズの買収、同年9月、バンク・オブ・アメリカによるメリルリンチの買収、さらには、リーマン・ブラザーズは再編されることもなく破綻に追い込まれることになった。現在では、大手金融機関内部の事業再編に取り組んでいる展開も見られるようになっている。たとえば、2011年9月、バンク・オブ・アメリカ・メリルリンチは、3万人の人員を削減することを発表した。このことは、同行がモーゲージ投資を積極的に実施していたため、大きな損失を抱えることになったのが要因であると報道されている。

現在、米国における証券化商品の発行額が低迷している。その理由として、サブプライム危機により、安全性が高いと言われていた証券化商品への投資に対する信用力が問われていることがあげられる。今回の金融危機を招いた要因として、証券化という金融技術が一般的に批判されているが、格付機関による格付けの甘さも取りあげられている。こういった格付けに対する問題などを解決するために、2010年、米国においてドッド＝フランク法（Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act of 2010）が制定された。この法律のもとで、格付機関に対するさまざまな規制の見直しが行われている。特に、格付機関と発行体の間における利益相反という問題が明らかになり、その発端となった格付機関への格付手数料の支払いモデルについて緊急に解決するよう求められている。本稿では、今後、証券化商品市場を再活性化させていくためには、どのような施策が必要であるのかについて検討する。

（掲載誌；森谷智子「サブプライム危機と金融規制」『嘉悦大学研究論集』第54巻第2号（2012年3月）pp.1-17）

- （注）1 この内容の全部又は一部について、日本証券業協会に無断で使用（転用・複製等）及び改変を行うことはできません。
- 2 この論文に述べられている見解は筆者個人のものであり、日本証券業協会としての見解を示すものではありません。